

○国家公安委員会告示第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する
教則（昭和三十五年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和二年十一月二十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

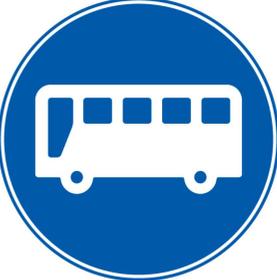
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
[略]				
歩行者専用		30	(1) 歩行者専用道路 (歩行者だけの通行のために設けられた道路) の指定 (2) 歩行者用道路の指定	同 上
<u>許可車両専用</u>		30の2	路線バス、貸切バスなどであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同 上
<u>許可車両専用</u>		30の3	タクシーであつて、	同 上

改正前

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
[同左]				
歩行者専用		30	(1) 歩行者専用道路 (歩行者だけの通行のために設けられた道路) の指定 (2) 歩行者用道路の指定	同 上
[項を加える。]				
[項を加える。]				



道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定

許可車両専用

30の4

トラックであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定

同 上



許可車両（組合せ）専用

30の5

標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定

同 上



[略]

[項を加える。]

[項を加える。]

[同左]

[イ～オ 略]

(2) [略]

[イ～オ 同左]

(2) [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。